



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 3 7 4 号 令和 3 年 1 0 月 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
4 0	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例	とくしまゼロ作戦課 事前復興室
4 1	徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例	消費者くらし安全局 消費者政策課
4 2	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例	農林水産政策課
4 3	徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例	水管理政策課
4 4	徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	水・環境課
4 5	徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例	監察局監察評価課 県庁ふれあい室

【公布された条例等のあらまし】

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例（条例第四十号）

- 一 災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）

- 一 徳島県消費者情報センターの位置を徳島市寺島本町西一丁目に変更することとした。

二 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）

- 一 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）

- 一 水防法及び災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）

- 一 下水道法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）

- 一 個人情報保護の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の三法が個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴う所要の整理を行うこととした。

二 統計法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第五十条の規定に限る。）の施行の日から施行することとした。ただし、二については同号に掲げる規定（同法附則第四十六条の規定に限る。）の施行の日から、三については公布の日から施行することとした。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
第十七条第二項及び第六十二条第二項中「勧告又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十一号

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
第四十二条中「徳島町」を「寺島本町西一丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十二号

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「農業法人（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法）」を「農事組合法人等（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法）」に、「に規定する農業法人」を「第一号に掲げる法人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十三号

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十条第四項中「第十四条第一項」及び「第十四条の二第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第五十二条第一項中「勧告等」を「指示等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十四号

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

第十条及び第十一条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十五号

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第四十四条第一項第二号中「事業所母集団データベース」の下に「に記録されている情報」を加え、同条第七項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

第四十四条の三第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第五十条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第四十四条の三第二項の改正規定は公布の日から、第四十四条第一項第二号の改正規定は同法附則第一条第四号に掲げる規定（同法附則第四十六条の規定に限る。）の施行の日から施行する。